

「自治体システム等標準化検討会」

第6回議事概要

日 時：令和3年6月11日（金） 13時～14時30分

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課長

千葉 大右 船橋市情報システム課課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課係長（代理出席）

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合副主幹（代理出席）

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

黒田 治臣 全国町村会行政部参事（代理出席）

荻野 敦 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）住民基本台帳ネットワークシステム全国センター副センター長（代理出席）

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ICT イノベーションセンター副センター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）企画部担当部長

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官

（準構成員）

日名子大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長

上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長

松下 邦彦 株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部デジタルガバメント対応推進担当部長

竹前 久 株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1 部主任

藤野 正則 日本電気株式会社 (NEC) 公共システム開発本部プロジェクトマネージャー

矢留 宏治 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ事業主管

大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

(オブザーバ)

平 真悟 株式会社アイシーエス公共第一システム部公共住民情報グループ参事

小原 茂裕 株式会社アイネス公共ソリューション本部プロダクト開発第一部

小橋 勉 株式会社石川コンピュータ・センター公共システム本部システム第一部部長

伊東 健二 株式会社茨城計算センター企画室技師

野崎 幸輝 株式会社インテック行政システム事業本部 事業推進部

中村 好宏 株式会社エイチ・アイ・ディシステム統括本部本部長

矢木 明敏 株式会社 HDC 公共ビジネス本部公共ビジネス営業部

大森 慎一 株式会社 SBS 情報システム公共事業本部第 1 システム部部長

橋本 光生 株式会社愛媛電算公共事業本部公共第一システム部部長

村田 昌則 京都電子計算株式会社企画本部企画部サービス営業グループ

神山 仁史 株式会社ジーシーシーシステム開発部長

朝長 貴志 中央コンピューターサービス株式会社自治体事業部

松尾 俊茂 日本電子計算株式会社公共事業部事業企画部企画担当担当部長

根布 直 株式会社BSNアイネット公共事業本部システム部マネージャー

甲斐 雄太 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部システム開発部第 2 開発グループ

永泉 貴行 株式会社両備システムズヘルスケアソリューションカンパニービジネス企画推進室

喜多 俊行 株式会社両毛システムズ公共ソリューション第 1 部公共ソリューション第 3 課

(総務省)

高原 剛 総務省自治行政局長

阿部 知明 総務省大臣官房審議官

小川 康則 総務省自治行政局行政課長

吉村 顕 総務省自治行政局行政課行政企画官

三橋 一彦 総務省自治行政局住民制度課長

池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長

影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
光永 祐子 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長
田中 良斉 総務省自治行政局行政経営支援室長
岡地 俊季 総務省自治行政局市町村課企画官
羽田 翔 総務省自治行政局行政経営支援室課長補佐
植村 昌代 総務省情報流通行政局地域通信振興課課長補佐（代理出席）

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書の改定について
2. 印鑑登録システムの取扱いについて

【概要】

（開会）

1. 住民記録システム標準仕様書の改定について
 - ・事務局より資料「住民記録システム標準仕様書の改定について」および「住民記録システム標準仕様書の改定に関する第9回分科会での主なご意見等」について説明を実施
 - ・p. 11、20「マイナポータルとの連携」「転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件」について
 - p. 11に「マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込めること」という記載があるが、「自動」といった記載はどこまでを規定しているのか。転出届のデータをダウンロードし、住民票の原本まで更新するように読み取った場合、p. 14の「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）の業務フロー」では「内容の確認」を実施しているフローと差異が発生しているように見受けられる。「自動」の機能については誤解なく記載ができるとよいと考える。
 - 転入届のデータをそのまま住民記録システムに取り込むことはおそらく想定していないが、誤解なく伝わるよう、機能要件については検討していきたい。
 - 「自動」で入力されるデータについては「仮登録」の状態になると考える。「仮登録」までは「自動」でおこない、整合性の確認後「本登録」となるのが妥当だと考える。
 - 転出届で提出された情報は「仮登録」のステータスで自動取り込みをおこない、整合性確認を経て、住民記録システムに「本登録」として反映していく流れを想定している。
 - マイナポータルで受け取った情報を手入力で業務システムに取り込

むといった方法を廃止していくという意味で「自動」と記載していた。正確を期すため記載を書き換える。

- Op. 20 に「取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報を突合（整合性確認）できること。」と記載がある。記載していない機能は実装できないため、整合性確認の中身について、機能としての記載が必要であると考え。また今回は住民記録システムのみであるが、他の業務においてもオンライン申請のデータ取り込みは実施している。またその際には整合性確認必ず実施する必要があるが、手続きごとに確認方法が異なると考える。住民記録システム以外のシステムについても機能を記載するか、当面は標準化対象とせずに、ある程度ベンダ側で実装し自治体の現場で使用した後、標準化を図るといった工夫が必要だと考える。
- 整合性確認の中身については再度精査するが、ベンダで検討してから標準化するといった方法も含めて、記載内容を詳細化するのか、次のステップとして検討すべき内容と提示するのかについては検討する。

・その他論点

- マイナポータル側からデータを取り込み住民記録システムに反映するとしているが、マイナポータル側で接続仕様の標準化が図られ、業務システムにおいても標準化が図られている。その2つをつなぐ申請データのダウンロード機能や申請管理システムについても標準的なものを検討しても良いのではないかと考える。住民記録システム仕様書に直接かかわる内容ではないため、参考としていただきたい。
- おっしゃるとおり、当該仕様についても整備が必要だと認識している。他の自治体の電子申請一般に使えるものとして、地域情報化企画室にて検討をおこなっている。検討内容について確認し、必要に応じて書き加える。
- 転入の際、マイナポータルから流れる予約情報は、住基事務担当が受け取って他業務担当に連携する流れになると考える。システムではなく手続きの方法や業務のフローになるかもしれないが、標準化したほうが良いのではと考える。住民記録システム仕様書に直接かかわる内容ではないため、参考としていただきたい。
- 予約情報の使い方は各自治体によって様々であると考え。どのようなことができるかについては分科会までに検討をしたいと考える。

2. 印鑑登録システムの取り扱いについて

- ・事務局より資料「印鑑登録システムの取り扱いについて」について説

明を実施

○標準仕様書を作成することについて異議はなしと認めるため、印鑑登録システムの標準仕様書を作成することとする。

・ p. 4「標準化対象事務の考え方」について

Op. 4に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」第二条が記載されているが、印鑑登録事務においても対象事務となった認識でよいか。

○全国照会を踏まえて確定となるため、現時点では確定ではないが、第二条の対象事務に加わることを想定している。

・ 事務処理要領の内容変更検討について

○現在認印については廃止が進んでいることも踏まえ、印鑑登録事務処理要領については、今後時勢に合わせて改定をする可能性はあるか。

○印鑑登録事務処理要領は高度経済成長の際に窓口が混乱したため統一的な事務となるよう作成され、現在に至っても比較的スムーズに行われている。また、取引での実印による本人の意思確認は引き続き実施されていることから、印鑑登録は必要事務であると考え。要領において改善すべき点については随時検討しなければならないと考えるが、一旦現状の事務処理要領をベースに標準仕様を見直し、必要に応じて要領も併せて修正をおこないたい。一点考えるとすれば、現在普及しているマイナンバーカードについて、現状の要領においても印鑑登録証として使用ができるかたちとなっているが、さらに踏み込んだ整備が必要なのかについては検討が必要だと考える。

○現在印鑑登録をおこないたいご本人が来られない場合は照会回答書を自宅へ送付し、ご本人が文書を確認し送り返すことで、ご本人の意思確認をおこなっている。今後これが文書ではなく、マイナンバーカードを使用してオンラインでご本人の意思確認をするということが可能になるか。

○理屈として本人の意思や本人によるものとして受け付けることは可能であると考え、整理が必要。

・ オンライン申請時の決済機能について

○印鑑登録の事務を標準化することは賛成である。印鑑登録証明書についてのオンライン申請可否については明示されていなかったと考える。証明書の電子申請を検討しているのであれば、手数料を徴収するための決済機能が必要だと考える。基本的にはマイナポータルか

ら申請をすべておこなう方針としているため、検討が必要だと考える。

- オンライン申請の決済機能についてはマイナポータルに公金振込機能（マイナポータル側から URL を発行して振り込みができる機能）がもともと実装されている。自治体側が公金振込機能を使用するためには財務システム上の処理が必要になると認識している。住民記録システムのみの問題ではなく、マイナポータルの公金振込機能における自治体側への取り込みについては関係者と話をした上で、盛り込み可能な箇所については標準仕様への記載を検討する。

以上